

第 章 計画の推進に向けて

1 円滑なサービス提供のための方策

(1) 情報提供の充実

障害者自立支援法の施行により、障がいのある人に提供される各種福祉サービスは抜本的な見直しが行われました。また、制度体系が複雑で運用についても随時見直しが進められているため、サービスの利用にあたっては、障がいのある人やその家族が正確な情報を適切に入手することが必要になります。

保健・福祉・医療の各分野がそれぞれの役割を果たしながら連携し、障がいのある人が生活していく上で必要な情報を容易に入手できるよう、広報ながいずみや各種パンフレット、ホームページ等、様々な媒体を通じて、各種障がい福祉サービス等についての適切な情報提供に努めます。

また、民間事業者への情報提供にも注力し、多様なサービス供給主体の事業参入の促進を図ります。

(2) 支給決定における公正・公平性の確保

適正な障害程度区分認定及び支給決定の実施を図るため、認定調査の際に対象者の日頃の状態を把握している家族から聞き取りを十分行うことに努めるとともに、認定審査会においては情報提供や意見交換を活発に行います。

また、障害程度区分認定や支給決定について不服がある場合には、静岡県障害者介護給付費等不服審査会に審査請求することができることの周知を図ります。

(3) サービスの質の向上及び人材の育成

利用者が適切なサービスを選択できるよう、第三者によるサービス評価の実施検討や評価結果の情報提供に努めるなど、地域自立支援協議会を活用しながらサービスの質的評価を行うことができる環境づくりに努めます。

また、障害者自立支援法では3障がい共通基盤でのサービス展開となりますので、支援を担う事業所の人材は、幅広い知識と同時に専門性も求められます。そのため、専門的技術の習得のための研修などの情報提供を行い、人材育成の支援に努めます。

(4) 低所得者への支援

障害者自立支援法の施行により、サービス利用料は1割の応益負担を基本とし、食事についても実費で、利用者に負担を求めることとなりました。しかし、低所得者に関してはサービス利用の抑制につながることはないよう、以下のような軽減策を講じます。

- ・利用負担の月額上限設定
- ・個別減免
- ・社会福祉法人が利用者負担軽減措置を行った場合の公費助成（平成18年度まで）
- ・高額障がい福祉サービス費
- ・補足給付等
- ・生活保護への移行防止

(5) ケアマネジメントの強化

障がいのある人が自立した社会生活を送ることができるよう、障がいのある人の意向を尊重した一人ひとりの生活に必要な全ライフステージにおけるケアマネジメント体制の確立に努めます。

また、ケアマネジメントを行う相談支援専門員の確保のため、事業者等のネットワークを通じて、相談支援専門員の育成を働きかけるとともに、その質的向上についても取り組んでいきます。

(6) サービス利用の支援と権利の保障

判断能力に不安のある知的障害者や精神障害者等が財産管理や在宅サービスの利用などで本人に不利な契約を結ぶことがないよう、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知に努めます。

また、障がいのある人が安心して福祉サービス等を利用できるよう、利用に際して、不利益な扱いを受けた場合の苦情解決の体制・仕組みの周知を徹底します。

(7) 障がい理解の啓発

障がいのある人が地域で自立した生活を送り、就労や社会参加を推進するためには、町民の障がいのある人への理解が必要不可欠です。ノーマライゼーションの理念が浸透するよう、「第2次長泉町障害者計画」の“認め合い・支え合う心づくり”に関する施策を着実に展開していきます。